

茨城県立あすなろの郷 職員行動規範

この行動規範はあすなろの郷に従事する職員として、利用者の基本的人権を尊重し、利用者主体の事業を推進する専門家としての自覚を持つために定めます。

行動規範はより具体的な倫理上の行動指針であり、絶えず自己点検・相互点検する中で、意識の変革に努めなければなりません。

1 責務・努力事項

(1) 利用者の意思・個性の尊重

- ① 個別支援プログラムの実施については、必ず利用者本人及び保護者などへの説明を行い、相互理解のもとで本人が選択の機会を得られるよう努めること。
- ② 利用者本人及び保護者などの意見や要望などを聞く機会を定期的に設け、施設運営や支援などに対する意見が反映されるように努めること。
- ③ 入退所・寮間異動などは、利用者本人及び保護者などに十分な説明を行い、相互理解のもとで本人が選択の機会を得られるように努めること。
- ④ 居室やグループの所属に関しては、本人の意思を反映できるよう努めること。
- ⑤ 行事や利用者の活動計画には、本人が参画できるように努めること。
- ⑥ 日課や行事の変更は、必ず利用者本人に伝え了解を求めること。
- ⑦ 個人の好み・嗜好を尊重し、選択の幅を広げるよう努めること。
- ⑧ 生活においては、入所前の生活歴を良く知り、それまでの生活習慣を尊重すること。

(2) 利用者の社会参加支援

- ① 地域の文化・芸術活動や催し物などに参加するなど、社会参加の機会を広げるような支援に努めること。
- ② 地域のボランティアを積極的に受け入れるように努めること。
- ③ 可能な限り職場実習・職場見学などの機会が得られるように努めること。
- ④ 就労する機会が得られるように努め、就労する際には利用者本人及び保護者などの意見を確認するとともに、雇用主及び現場の従業員に対し、障害に対する正しい理解が得られるように努めること。
- ⑤ 就労後に対するアフターケアを、計画的・継続的に取り組むこと。

また、就労及び福祉的就労が可能な利用者だけでなく、全ての人にとって“働く”ことの意味・意義が相互理解できるよう努めること。

(3) 利用者の生活環境とプライバシーの保障

- ① 生活は、社会一般の文化・生活習慣などが反映されたものなるよう努めること。
- ② プライベートな時間と空間が保たれるように努めること。
- ③ プライベートな時間には、本人の趣味・趣向などが生かされるように配慮すること。
- ④ 利用者本人の大切なものを保管する場所が確保され、かつ管理できるよう努めること。
- ⑤ 起床・就床時間や食事時間・食事時間帯など生活リズムについては、できる限り利用者本人の希望の尊重に努めること。
- ⑥ 夏期などににおいては、入浴日の他、利用者本人の希望に応じてシャワーを利用できるように努めること。
- ⑦ 作業等の活動の場と生活の場は明確に区別できるように努めること。
- ⑧ 事故防止、安全管理については、十分な注意を払うよう努めること。
- ⑨ 夜間には、利用者の安眠を妨げないよう努めること。
- ⑩ 日用品や嗜好品などの購入のための機会が持てるように努めること。
- ⑪ 健康管理については、小さな変化も見逃さないよう心がけるとともに、適切な医療行為を受けられるよう医療機関と密接な関係を保つように努めること。
- ⑫ 眼鏡、入れ歯、補聴器などの装具や福祉機器は、利用者本人に最も合ったものを用意し、不自由のない生活を送れるように努めること。
- ⑬ 季節や時と場所に応じた清潔な衣類を用意できるよう努めること。
- ⑭ トイレや着替、排泄支援等の場面においては、周囲から見えないよう配慮すること。

(4) 利用者に対する専門的支援

- ① 利用者一人ひとりの個性やニーズに応じて、選択肢を用意し自己決定を尊重するとともに、可能性を伸ばし自立を促す支援を行うこと。
- ② 利用者個々に対して、個別支援プログラムを準備すること。
- ③ 個別支援プログラムは、利用者本人の状況・ニーズを的確に捉え、計画的に行うこと。
- ④ 利用者本人が意思決定をできるような機会・場面を多く設定し、自己実現に向けた支援を行うこと。
- ⑤ 支援にあたっては、職員間で統一した考えのもとに行うこと。
- ⑥ 利用者個々に応じた適切なコミュニケーションはもとより、聴覚障害や視覚障害を併せ持つ利用者に対しても適切なコミュニケーションがとれるよう手段を工夫すること。
- ⑦ 障害の程度、内容に関わらず積極的に社会との関わりが持てるよう支援すること。

- ⑧ 移動が困難な利用者に対しても、日中は居室外で過ごせるよう支援すること。

(5) 利用者、保護者・家族に対する情報開示

- ① 利用者の入所の際には、事前に見学や面接を行い、入所の目的、支援の基本方針などを十分に説明すること。
- ② 施設の基本方針や事業計画、支援計画などは、随時利用者や保護者・家族に知らせること。
- ③ 利用者への情報提供は、利用者本人が分かりやすいように、読みやすい字で書き、視聴覚機器の利用や朗読、口頭など様々な手段を用いること。
- ④ 保護者などに対して、利用者の生活・活動状況について、定期的に説明を行うこと。
- ⑤ 保護者からの話には耳を傾けるとともに、何でも話し合える関係を作ること、安心感をもっていただけるようにすること。
- ⑥ 利用者が事故にあった時は、必ず保護者などに知らせること。
- ⑦ 緊急な医療行為や手術・入院などをする場合は、利用者本人及び保護者などに連絡すること。
- ⑧ 利用者の服用している薬に変更がある場合は、利用者本人及び保護者などに知らせること。
- ⑨ 社会一般の情報提供について、テレビ、新聞、雑誌などを利用して利用者への便宜を図ること。

(6) 自己研鑽

- ① 職員は支援者としての意識の確立のため、自己啓発・相互啓発に努めること。
- ② 職員は、向上心、研究心を持ち常に自己を振り返り資質の向上に努めること。
- ③ 職員は自らの職業における倫理の確立と専門性の向上のため、積極的に研鑽すること。
- ④ 職員は利用者支援にあたっては、絶えず自己点検、相互点検に努めること。

2 禁止事項

(1) 利用者への体罰等

- ① 殴る、蹴る等の行為や怪我をさせるような行為を行うこと。
- ② 身体拘束や長時間の正座・直立させるなどの肉体的苦痛を与えること。
- ③ 食事を抜くなどの、人間の基本的な欲求に関わる罰を与えること。
- ④ 強制的に髪を切るなどの精神的苦痛を与えること。
- ⑤ 体罰を容認すること。

(2) 利用者への差別

- ① 子ども扱いするなど、その人の年齢に相応しくない接し方をすること。
- ② 障害の程度、状態、能力、性、年齢等で差別すること。
- ③ 利用者本人の前で障害の呼称、状態を表す用語や差別的な用語を使用すること。
- ④ 障害が故の克服困難なことを、利用者本人の責めに帰するような発言をすること。
- ⑤ 日頃の行動から、その利用者に対して予断を持ったり、判断したりすること。
- ⑥ 利用者の言葉や歩き方を真似ること。
- ⑦ 利用者の行為を嘲笑するなど、興味本位で接すること。

(3) 利用者に対するプライバシーの侵害

- ① 利用者個人の職務上知り得た情報を他に漏らすこと。
- ② 利用者個人宛の郵便物等の開封を同意なく行うこと。
- ③ 利用者本人の了解なしに居室に入ること。
- ④ 利用者本人の了解なしに所持品を確認すること。
- ⑤ 利用者本人の衣服の着脱やトイレ使用の際、他から見えるようにすること。
- ⑥ 利用者本人の生理の話を入前でしたり、表を張り出すなど。
- ⑦ 事前に利用者本人の了解を取らずに、見学者などを招くこと。
- ⑧ 第三者に対し利用者の生活・活動状況等の説明などを、利用者本人の前で行うこと。
- ⑨ 利用者本人や保護者などの了解を得ずに、本人の写真、名前や制作した作品を掲示、展示したりすること。

(4) 利用者の人格無視

- ① 「さん」をつけず、呼び捨てやあだ名で呼ぶこと。
- ② 職員のことを強制的に「先生」と呼ばせること。
- ③ 命令調になったり、大声で叱責したりすること。
- ④ 利用者の訴えに対して、無視や拒否をするような行為をすること。
- ⑤ 利用者に対して、理解が困難な言葉・表現を使用すること。
- ⑥ 長時間待たせたり、放置すること。
- ⑦ 利用者の人格を傷つけるような作品や写真を展示すること。
- ⑧ 担当医師の指示によらず職員自らの判断で、薬物を使用すること。
- ⑨ 支援内容を利用者個々の人格を無視した、職員の価値観や都合で一方的・画一的なものとする事。
- ⑩ 利用者全員を同様の髪型や服装にさせるなど、一様な姿にさせること。
- ⑪ 職員が管理しやすいように、衣類の表に氏名や説明を大書きするなどの行為をす

ること。

(5) 利用者への強要

- ① 利用者本人の生命や健康を守るためにどうしても必要な場合を除き、利用者の嫌がることを強要すること。
- ② 利用者が嫌悪感を抱かせるような活動への参加などを強要すること
- ③ 余暇活動を行うに際し、利用者本人が嫌がることを強要すること。
- ④ 本来職員がなすべきことを、作業、訓練、指導と称して利用者にさせること。
- ⑤ 作業等諸活動に対し、いたずらにノルマを課すこと。
- ⑥ 利用者及び保護者などに対して、家庭の事情を省みず帰省を強要すること。
- ⑦ 利用者や保護者などの意思を無視し、施設側の都合により入・退所の強要をすること。
- ⑧ 職員自身の私用に利用者を使うこと。

(6) 利用者への制限

- ① 自傷や他の利用者に害を与えるなどの危険回避のための行動上の制限を、利用者本人及び保護者などへの説明を行わずまた、専門家の意見を聞かず、職員及び施設だけの判断で行うこと。
- ② 保護者などや友人、知人への電話や手紙などの連絡を制限すること。
- ③ 自由な帰省、面会、外出を一方向的に制限すること。
- ④ 日用品等の購入を一方向的に制限すること。